

鳥取県告示第606号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年9月29日から施行する。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
採石業務管理者試験	試験の可否、科目別得点及び総合得点	〃	県土整備部治山砂防課 <u>各総合事務所</u>	採石業務管理者試験	試験の可否、科目別得点及び総合得点	〃	県土整備部治山砂防課
略				略			
略				略			